

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県バス運行対策費補助金交付要綱	高知県バス運行対策費補助金交付要綱
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語の定義は、国庫補助金交付要綱に定めるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域協議会 地域における生活交通路線の確保のため県が主体となり、地方運輸局、関係市町村、関係事業者等の構成員によって設置される協議会をいう。</p> <p>(2) 生活交通路線 次号及び第4号に掲げる路線をいう。</p> <p>(3) 国庫補助路線 地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持及び確保が必要であると認められ、国土交通大臣が認定したものをいう。</p> <p>(4) 県補助路線 地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持及び確保が必要であると認められ、知事が指定したものであって、第19条に規定する補助対象路線の基準を満たすものをいう。</p> <p><u>(5) 地域間幹線系統確保維持計画 地域協議会が策定する生活交通路線の運行計画をいう。</u></p> <p><u>(6) 全国民営平均キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度(補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度)を含む過去3年間(基準年度を最終年度とする連続した過去3年間)における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される全国の民営乗合バス事業者の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。</u></p> <p>第3条 削除</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語の定義は、国庫補助金交付要綱に定めるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 地域協議会 地域における生活交通路線の確保のため県が主体となり、地方運輸局、関係市町村、関係事業者等の構成員によって設置される高知県地域交通協議会をいう。</p> <p>(2) 生活交通路線 次号及び第4号に掲げる路線をいう。</p> <p>(3) 国庫補助路線 地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持及び確保が必要であると認められ、<u>知事が指定したものであって、国庫補助金交付要綱別表1に定める基準を満たすものをいう。</u></p> <p>(4) 県補助路線 地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持及び確保が必要であると認められ、知事が指定したものであって、第19条に規定する補助対象路線の基準を満たすものをいう。</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(地域間幹線系統確保維持計画の策定)</u></p> <p>第3条 <u>知事は、地域協議会における協議結果に基づき、国庫補助路線について国庫補助金交付要綱第7条第1項及び同要綱附則(国総地第121</u></p>

新	旧
<p>第4条 略</p> <p>(県補助路線の<u>認定</u>)</p> <p>第5条 知事は、<u>地域間幹線系統確保維持計画</u>に基づき、県補助路線を<u>認定する</u>とともに、別記第1号様式により市町村及び補助事業者へ通知するものとする。</p> <p>第6条から第7条まで 略</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第8条 この章における補助事業者は、<u>国庫補助路線を運行する乗合バス事業者とする。ただし、別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</u></p> <p>第9条から第11条まで 略</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第12条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第2号様式による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事がやむを得ない事情があると認める</u>場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の10月1日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類について、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。</p> <p>(1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年</p>	<p><u>号、国自旅第504号、国海内第234号)第2条に基づき地域間幹線系統確保維持計画(以下「地域間幹線系統確保維持計画」という。)を策定するものとする。</u></p> <p>第4条 略</p> <p>(県補助路線の<u>指定</u>)</p> <p>第5条 知事は、<u>地域協議会における協議結果</u>に基づき、県補助路線を<u>定める</u>とともに、別記第1号様式により市町村及び補助事業者へ通知するものとする。</p> <p>第6条から第7条まで 略</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第8条 この章における補助事業者は、<u>国庫補助路線を運行する乗合バス事業者であって、知事が地域協議会の協議結果に基づいて定める一定の要件の下で、最も効率的に国庫補助路線を運行するものとして選定される事業者とする。ただし、別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</u></p> <p>第9条から第11条まで 略</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第12条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第2号様式による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事が別に定める</u>場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の10月1日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類について、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。</p> <p>(1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書(以下「事業報告書」とい</p>

新	旧
<p>運輸省令第 21号) 第 2 条第 2 項の事業報告書 (以下「事業報告書」という。) 及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 (第 4 章に係る経常費用を除く。)</p> <p>(2) 補助対象期間に係る別記第 2 号様式の 2 による運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (補助対象路線と補助対象外路線とを別葉とすること。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第 8 号様式による補助金交付申請書に關係書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までに知事に提出することができる。</p> <p>第 13 条から第 14 条の 3 まで 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第 14 条の 4 第 14 条第 2 項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 14 号様式による完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事がやむを得ない事情があると認める</u>場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 (第 4 章に係る経常費用を除く。)</p> <p>(2) 補助対象期間に係る別記第 14 号様式の 2 による運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (補助対象路線と補助対象外路線とを別葉とすること。)</p> <p>第 14 条の 5 から第 17 条まで 略</p> <p><u>第 2 章の 2 削除</u></p>	<p>う。) 及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 (第 4 章に係る経常費用を除く。)</p> <p>(2) 補助対象期間に係る別記第 2 号様式の 2 による運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (補助対象路線と補助対象外路線とを別葉とすること。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第 8 号様式による補助金交付申請書に關係書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までに知事に提出することができる。</p> <p>第 13 条から第 14 条の 3 まで 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第 14 条の 4 第 14 条第 2 項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 14 号様式による完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事が別に定める</u>場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 (第 4 章に係る経常費用を除く。)</p> <p>(2) 補助対象期間に係る別記第 14 号様式の 2 による運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (補助対象路線と補助対象外路線とを別葉とすること。)</p> <p>第 14 条の 5 から第 17 条まで 略</p> <p><u>第 2 章の 2 生活交通路線維持費補助金 (国庫補助路線維持特別対策分)</u></p>

新	旧
<p><u>第 17 条の 2 から第 17 条の 7 まで 削除</u></p>	<p><u>(補助対象経費の額)</u> <u>第 17 条の 2 この章における補助対象経費の額は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表 6 の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合、次の各号のいずれかにより算出される額とする。</u></p> <p><u>(1) 経常収益を、当該補助事業者のキロ当たり経常費用に実車走行キロを乗じて得た額で除した値が 20 分の 11 以上となる国庫補助路線は、次の式によって算出する。</u> <u>$\frac{(\text{当該補助事業者のキロ当たり経常費用} - \text{地域キロ当たり経常費用})}{\text{実車走行キロ}}$</u></p> <p><u>(2) 前号の規定に該当せず、かつ、経常収益を、地域キロ当たり経常費用に実車走行キロを乗じて得た額で除した値が 20 分の 11 以上となる国庫補助路線は、次の式によって算出する。</u> <u>$\frac{(\text{当該補助事業者のキロ当たり経常費用} - \text{地域キロ当たり経常費用})}{\text{実車走行キロ} - (\text{当該補助事業者のキロ当たり経常費用} \times \text{実車走行キロ} \times 11/20 - \text{経常収益})}$</u></p> <p><u>(3) 前 2 号のいずれの規定にも該当しない国庫補助路線は、次の式によって算出する。</u> <u>$\frac{(\text{当該補助事業者のキロ当たり経常費用} - \text{地域キロ当たり経常費用})}{\text{実車走行キロ} \times 9/20}$</u></p> <p><u>(補助金の交付の申請)</u> <u>第 17 条の 3 補助金の交付を受けようとする者は、別記第 2 号様式による補助金交付申請書に補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）第 2 条第 2 項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第 4 章に係る経常費用を除く。）を添えて、知事が別に定める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類は、この要綱に定める</u></p>

新	旧
	<p><u>他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金交付申請書に關係書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から9月30日までに知事に提出することができる。</u></p> <p><u>(補助金の交付額)</u></p> <p><u>第17条の4 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。</u></p> <p><u>(補助金の交付の決定、額の確定等)</u></p> <p><u>第17条の5 知事は、第17条の3第1項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、別記第3号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>2 知事は、第17条の3第2項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第9号様式による補助金の交付の決定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、次条の規定により完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式により当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。</u></p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第2項の規定により通知した補助金の交付の決定額（第17条の7において準用する第14条の2の規定による変更の承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、同項の規定による通知を省略することができる。</u></p>

新	旧
<p><u>第 2 章の 3 生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）</u></p> <p><u>（補助対象経費の額）</u></p> <p><u>第 17 条の 8 この章における補助金は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表第 6 の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合に給付するものとし、その補助対象経費の額は、次により算出された額とする。ただし、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、全国民営平均キロ当たり標準経常費用を超える場合は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用に代わり、全国民営平均キロ当たり標準経常費用を用いて算出するものとする。</u></p> <p><u>第 9 条（ただし書きを除く）、第 10 条及び第 11 条の定めにより算出した額－第 9 条ただし書き、第 10 条及び第 11 条の定めにより算出した額</u></p> <p><u>（補助金の交付の申請）</u></p> <p><u>第 17 条の 9 補助金の交付を受けようとする者は、別記第 22 号様式による補助金交付申請書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第 4 章に係る経常費用を除く。）を添え</u></p>	<p><u>（実績報告）</u></p> <p><u>第 17 条の 6 前条第 2 項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 14 号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第 4 章に係る経常費用を除く。）を添えて、知事が別に定める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（準用）</u></p> <p><u>第 17 条の 7 第 6 条から第 8 条まで、第 14 条の 2、第 14 条の 3 及び第 14 条の 5 から第 17 条までの規定は、この章の補助金について準用する。</u></p> <p>新設</p> <p>新設</p>

新	旧
<p><u>て、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の10月1日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類は、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金交付申請書に<u>関係書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から9月30日までに知事に提出することができる。</u></u></p> <p><u>(補助金の交付額)</u></p> <p><u>第17条の10 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。</u></p> <p><u>(補助金の交付の決定、額の確定等)</u></p> <p><u>第17条の11 知事は、第17条の9第1項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、<u>適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、別記第3号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。</u></u></p> <p><u>2 知事は、第17条の9第2項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、<u>適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第9号様式による補助金の交付の決定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。</u></u></p> <p><u>3 知事は、次条の規定により完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、<u>交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式により当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。</u></u></p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、<u>確定した補助金の額が、第2項の規定により通知した補助金の交付の決定額（第17条の13において準用する第14条の2の規定による変更の承認をした場合は、その承認した</u></u></p>	<p></p> <p>新設</p> <p>新設</p>

新	旧
<p><u>額）と同額である場合は、同項の規定による通知を省略することができる。</u></p> <p><u>（実績報告）</u></p> <p><u>第17条の12 前条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第23号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第4章に係る経常費用を除く。）を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（準用）</u></p> <p><u>第17条の13 第6条から第8条まで、第14条の2、第14条の3及び第14条の5から第17条までの規定は、この章の補助金について準用する。</u></p> <p>第18条から第21条まで 略</p> <p>（補助金の交付の申請）</p> <p>第22条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第4号様式による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事がやむを得ない事情があると認める</u>場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の10月1日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類について、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。</p> <p>(1) 補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第4章に係る経常費用を除く。）</p> <p>(2) 補助対象期間に係る別記第4号様式の2による運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線と補助対象外路線を別葉とすること。）</p>	<p>新設</p> <p>新設</p> <p>第18条から第21条まで 略</p> <p>（補助金の交付の申請）</p> <p>第22条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第4号様式による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事が別に定める</u>場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の10月1日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類について、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。</p> <p>(1) 補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第4章に係る経常費用を除く。）</p> <p>(2) 補助対象期間に係る別記第4号様式の2による運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線と補助対象外路線を別葉とすること。）</p>

新	旧
<p>2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金交付申請書に關係書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から9月30日までに知事に提出することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金交付申請書に關係書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から9月30日までに知事に提出することができる。</p>
<p>第23条から第24条まで 略</p>	<p>第23条から第24条まで 略</p>
<p>(実績報告)</p> <p>第24条の2 前条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第15号様式による完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事がやむを得ない事情があると認める</u>場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(第4章に係る経常費用を除く。)</p> <p>(2) 補助対象期間に係る別記第15号様式の2による運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線と補助対象外路線とを別葉とすること。)</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第24条の2 前条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第15号様式による完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、<u>知事が別に定める</u>場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(第4章に係る経常費用を除く。)</p> <p>(2) 補助対象期間に係る別記第15号様式の2による運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線と補助対象外路線とを別葉とすること。)</p>
<p>第25条から第26条まで 略</p>	<p>第25条から第26条まで 略</p>
<p><u>第3章の2 削除</u></p>	<p><u>第3章の2 生活交通路線維持費補助金(県補助路線維持特別対策分)</u></p>
<p><u>第26条の2から第26条の7まで 削除</u></p>	<p><u>(補助対象経費の額)</u></p> <p><u>第26条の2 この章における補助対象経費の額は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表6の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合、次の式により算出される額とする。</u></p> <p><u>(当該補助事業者のキロ当たり経常費用－地域キロ当たり経常費用)</u> <u>×実車走行キロ</u></p>

新	旧
	<p><u>(補助金の交付の申請)</u></p> <p><u>第 26 条の 3 補助金の交付を受けようとする者は、別記第 4 号様式による補助金交付申請書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第 4 章に係る経常費用を除く。）を添えて、知事が別に定める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類について、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第 8 号様式による補助金交付申請書に関係書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までに知事に提出することができる。</u></p> <p><u>(補助金の交付額)</u></p> <p><u>第 26 条の 4 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額とする。</u></p> <p><u>(補助金の交付の決定、額の確定等)</u></p> <p><u>第 26 条の 5 知事は、第 26 条の 3 第 1 項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、別記第 5 号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>2 知事は、第 26 条の 3 第 2 項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第 9 号様式による補助金の交付の決定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、次条により完了実績報告書を受領した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 10 号様式により当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。</u></p>

新	旧
<p>第27条から第30条まで 略</p>	<p><u>4 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第2項の規定により通知した補助金の交付の決定額（第26条の7において準用する第14条の2の規定による変更の承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、同項の規定による通知を省略することができる。</u></p> <p><u>(実績報告)</u></p> <p><u>第26条の6 前条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第15号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（次章に係る経常費用を除く。）を添えて、知事が別に定める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第26条の7 第14条の2、第14条の3、第14条の5から第17条まで、第18条から第20条まで及び第25条の規定は、この章の補助金について準用する。</u></p> <p>第27条から第30条まで 略</p>

新	旧
<p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第31条 補助事業者は、別記第6号様式による車両減価償却費等補助金交付申請書に補助対象期間に係る事業報告書(この章に係る経常費用を除く。)及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて、<u>知事がやむを得ない事情があると認める</u>場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の10月1日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、この条の添付書類について、本要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金交付申請書に關係書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から9月30日までに知事に提出することができる。</p> <p>第32条から第33条まで 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第33条の2 第31条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第16号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書(この章に係る経常費用を除く。)及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて、<u>知事がやむを得ない事情があると認める</u>場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出しなければならない。ただし、この条の添付書類について、本要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。</p>	<p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第31条 補助事業者は、別記第6号様式による車両減価償却費等補助金交付申請書に補助対象期間に係る事業報告書(この章に係る経常費用を除く。)及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて、<u>知事が別に定める場合を除き</u>、補助金の交付を受けようとする会計年度の10月1日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、この条の添付書類について、本要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金交付申請書に關係書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から9月30日までに知事に提出することができる。</p> <p>第32条から第33条まで 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第33条の2 第31条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第16号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書(この章に係る経常費用を除く。)及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて、<u>知事が別に定める</u>場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出しなければならない。ただし、この条の添付書類について、本要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。</p>

新	旧
<p>第34条 略</p> <p>(補助対象期間) 第34条の2 この章における補助対象期間は、<u>令和6年4月1日から同7年3月31日</u>までの期間をいう。</p> <p>第34条の3から第34条の7まで 略</p> <p>(実績報告) 第34条の8 前条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第21号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書及びその他根拠となる書類を添えて、<u>令和7年</u>3月15日までに知事に提出しなければならない。<u>ただし、事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類は、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。</u></p> <p>第34条の9から第47条まで 略</p> <p>(附 則) 略</p> <p>(附 則) 1 この要綱は、令和5年7月11日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。 2 第4章の2の規定は、令和5年度の補助事業に適用する。</p> <p><u>(附 則)</u> <u>1 この要綱は、令和6年 月 日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。</u> <u>2 第2章の3及び第4章の2の規定は、令和6年度の補助事業に適用する。</u></p>	<p>第34条から第37条の7まで 略</p> <p>(補助対象期間) 第34条の2 この章における補助対象期間は、<u>令和5年4月1日から同6年3月31日</u>までの期間をいう。</p> <p>第34条の3から第34条の7まで 略</p> <p>(実績報告) 第34条の8 前条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第21号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書及びその他根拠となる書類を添えて、<u>令和6年</u>3月15日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>第34条の9から第47条まで 略</p> <p>(附 則) 略</p> <p>(附 則) 1 この要綱は、令和5年7月11日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。 2 第4章の2の規定は、令和5年度の補助事業に適用する。</p> <p><u>新設</u></p>

新

別記
第1号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高知県知事

生活交通路線（県補助路線）の認定について（通知）

令和 年 月 日開催の地域協議会で生活交通路線（県補助路線）として認められた下記路線は、生活交通路線（県補助路線）に認定しましたので、通知します。

記

生活交通路線（県補助路線）

運行系統	広域行政圏等 中心市町村名	隣接 市町村名	起点	経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	計画実車 走行キロ (km)	運行事業者

旧

別記
第1号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高知県知事

生活交通路線（県補助路線）の指定について（通知）

令和 年 月 日開催の高知県地域交通協議会〇〇ブロック会で生活交通路線（県補助路線）として認められた下記路線は、生活交通路線（県補助路線）に指定しましたので、通知します。

記

生活交通路線（県補助路線）

運行系統	広域行政圏等 中心市町村名	隣接 市町村名	起点	経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (回)	計画実車 走行キロ (km)	運行事業者

新

第2号様式（第12条関係）

高知県知事 様

第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
生 年 月 日

年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）交付申請書

年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請事業者の概要

補 助 対 象 期 間 の 損 益 状 況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用ア	千円
損 益 状 況	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ出	km		経常収支率		%	

4 キロ当たり補助対象経常費用

補 助 ブロック名	乗合バス事業者キロ当 たり経常費用(実績) ア÷イ=ウ	地 域 キ ロ 当 た り 標 準 経 常 費 用 エ	キ ロ 当 た り 補 助 対 象 経 常 費 用 ウ又はエのいずれか少ない方の額 オ
	円 銭	円 銭	円 銭

旧

第2号様式（第12条、第17条の3関係）

高知県知事 様

第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
生 年 月 日

年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）
交付申請書

年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線・国庫補助路線維持特別対策分）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請事業者の概要

補 助 対 象 期 間 の 損 益 状 況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用ア	千円
損 益 状 況	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ出	km		経常収支率		%	

4 キロ当たり補助対象経常費用

補 助 ブロック名	乗合バス事業者キロ当 たり経常費用(実績) ア÷イ=ウ	地 域 キ ロ 当 た り 標 準 経 常 費 用 エ	キ ロ 当 た り 補 助 対 象 経 常 費 用 ウ又はエのいずれか少ない方の額 オ
	円 銭	円 銭	円 銭

新

削除

旧

<国庫補助路線種別別対案分> ※国庫補助路線のみ交付の申請をする場合は不要です。
6 乗合バス事業者キロ当たり経常費用が、地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合

補助プロジェクト名	申請番号	乗合バス事業者キロ当たり経常費用に超過する経常費用を差し引いた値	乗合バス事業者キロ当たり経常費用に超過する経常費用を差し引いた値	地域キロ当たり標準経常費用に超過する経常費用	地域キロ当たり標準経常費用に超過する経常費用	乗合バス事業者キロ当たり経常費用に超過する経常費用との差額に、標準経常費用を上回る場合
		ウメサウス	ス+ス+ス	エメサノ	ス+ノ+ハ	(ウ+ス)×サ+ヒ
						円
						円
						円
						円

(1) 経常収益を、乗合バス事業者のキロ当たり経常費用に実車走行キロを乗じて得た額で除した値(ホ)が20分の1以上となる国庫補助路線

補助プロジェクト名	申請番号	補助対象経費
		ヒ=ア
		円
		円

(2) (1)に該当せず、かつ、経常収益を、地域キロ当たり経常費用に実車走行キロを乗じて得た額で除した値(ハ)が20分の1以上となる国庫補助路線

補助プロジェクト名	申請番号	乗合バス事業者キロ当たり経常費用に超過する経常費用を差し引いた値	補助対象経費
		ス×11/20=ス+ヘ	ヒ+ヘ=ホ
		円	円
		円	円

(3) (1)及び(2)いずれにも該当しない国庫補助路線

補助プロジェクト名	申請番号	補助対象経費
		ヒ×8/20=マ
		円
		円

新

旧

削除

<国庫補助路線維持特別対策分> ※国庫補助路線のみ交付の申請をする場合は不要です。

補助プロジェクト名	申請番号	補助対象経費	生活交通路線 維持費補助 申請額
		フ、ホ、マ=ミ	ミ×1/2=ム
		千円	千円
合計		千円	千円

新

第3号様式（第14条、第17条の11関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高知県知事

〔年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）〕
の交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請がありました 年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線・国庫補助路線補助上限超過分）については、高知県バス運行対策費補助金交付要綱（第14条第1項・第17条の11第1項）の規定により、次のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定しましたので、通知します。

1 補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、年 月 日付け 第 号で申請がありました運行系統のうち申請番号第 号から第 号までのものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとします。

2 補助金の確定額は、次のとおりとします。

運行系統数	補助金の確定額
	千円

3 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 国庫補助路線の取消し等があった場合において知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納してください。
- (2) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管することとしてください。

旧

第3号様式（第14条、第17条の5関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高知県知事

〔年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）〕
の交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請がありました 年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線・国庫補助路線維持特別対策分）については、高知県バス運行対策費補助金交付要綱（第14条第1項・第17条の5第1項）の規定により、次のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定しましたので、通知します。

1 補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、年 月 日付け 第 号で申請がありました運行系統のうち申請番号第 号から第 号までのものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとします。

2 補助金の確定額は、次のとおりとします。

運行系統数	補助金の確定額
	千円

3 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 国庫補助路線の取消し等があった場合において知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納してください。
- (2) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管することとしてください。

新

第4号様式（第22条関係）

高知県知事 様

第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
生 年 月 日

年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）交付申請書

年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請事業者の概要

補 助 対 象 期 間 の 損 益 状 況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用ア	千円	
営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円	
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロロ	km			経常収支率	%	

4 キロ当たり補助対象経常費用

乗合バス事業者 キロ当たり経常費用 (実績) ア÷イ×ウ	四国ブロック 地域キロ当たり 標準経常費用 エ	キロ当たり補助対象経常費用 ウ又はエのいずれか少ない方の額 オ
円 銭	円 銭	円 銭

旧

第4号様式（第22条、第26条の3関係）

高知県知事 様

第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
生 年 月 日

年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対策分）
交付申請書

年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線・県補助路線維持特別対策分）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請事業者の概要

補 助 対 象 期 間 の 損 益 状 況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用ア	千円	
営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円	
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロロ	km			経常収支率	%	

4 キロ当たり補助対象経常費用

乗合バス事業者 キロ当たり経常費用 (実績) ア÷イ×ウ	四国ブロック 地域キロ当たり 標準経常費用 エ	キロ当たり補助対象経常費用 ウ又はエのいずれか少ない方の額 オ
円 銭	円 銭	円 銭

新

備考

1 記載事項

- (1) 乗合バス事業の収益、費用及び実車走行キロについては、高速バス、定期観光バス等を除きます。
- (2) 補助事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記入してください。
- (3) 補助対象期間中の乗合バス事業と他の事業とを兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年6月17日付け自第353号、自第151号、自第353号によることとします。
なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、知事に報告し、その承認を求めてください。
- (4) 申請番号は、系統ごとに一連番号としてください。
- (5) 「地域キロ当たり標準経常費用」は、乗合バス事業の運営原価算定基準により算定された基準年度（補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度）を含む過去3年間（基準年度を最終年度とする連続した過去3年間）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額としてください。
- (6) 計算上生じた単位未満の端数は切り捨ててください。
- (7) 「系統キロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との統合部分に係るキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記入してください。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記入してください。
- (8) 「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、都道府県外乗入部分のキロ程を記入してください。
- (9) 「他路線との統合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との統合区間の合計が50パーセント以上の県補助路線であって、当該統合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程を記入してください。
- (10) 「都道府県外乗入部分及び他路線との統合部分以外のキロ程の比率」については、パーセント以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記入してください。
- (11) 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記入してください。
- (12) 「補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位（500円）まで記載することとし、合計の1000円未満の端数は切り捨ててください。

2 添付書類

- (1) 補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第4号様式の2の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線と補助対象外路線を別表としてください。）
- (3) 本欄において異議の消納がないことを証明する書類（発行から3ヶ月以内のもの、本欄において異議の納税義務がない場合は、その旨を証明する単立書又は異議消納義務の履行に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2））
※1：税務課が別に定める「異議消納報告書（乗車履歴書）」における第4号様式。
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は覆元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

旧

備考

1 記載事項

- (1) 乗合バス事業の収益、費用及び実車走行キロについては、高速バス、定期観光バス等を除きます。
- (2) 補助事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記入してください。
- (3) 補助対象期間中の乗合バス事業と他の事業とを兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年6月17日付け自第353号、自第151号、自第353号によることとします。
なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、知事に報告し、その承認を求めてください。
- (4) 申請番号は、系統ごとに一連番号としてください。
- (5) 「地域キロ当たり標準経常費用」は、乗合バス事業の運営原価算定基準により算定された基準年度（補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度）を含む過去3年間（基準年度を最終年度とする連続した過去3年間）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額としてください。
- (6) 計算上生じた単位未満の端数は切り捨ててください。
- (7) 「系統キロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との統合部分に係るキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記入してください。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記入してください。
- (8) 「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、都道府県外乗入部分のキロ程を記入してください。
- (9) 「他路線との統合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との統合区間の合計が50パーセント以上の県補助路線であって、当該統合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程を記入してください。
- (10) 「都道府県外乗入部分及び他路線との統合部分以外のキロ程の比率」については、パーセント以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記入してください。
- (11) 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記入してください。
- (12) 「補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位（500円）まで記載することとし、合計の1000円未満の端数は切り捨ててください。

2 添付書類

- (1) 補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第4号様式の2の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線と補助対象外路線を別表としてください。）
※ 当県交通道路維持費補助金（旧補助道路維持特別交付金）の交付申請書には添付不要です。
※ 本欄において異議の消納がないことを証明する書類（発行から3ヶ月以内のもの、本欄において異議の納税義務がない場合は、その旨を証明する単立書又は異議消納義務の履行に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2））
※1：税務課が別に定める「異議消納報告書（乗車履歴書）」における第4号様式。
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は覆元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

新

削除

旧

<県補助路線維持特別対策分> ※県補助路線のみ交付の申請をする場合は不要です。
6 乗合バス事業者キロ当たり経常費用が、地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合

補助ブ ロック名	申請 番号	乗合バス事業者キロ当たり経 常費用と地域キロ当たり経常 費用との差額に 実車走行キロを乗じた額 (ウーエ)×コ＝ナ	生活交通路線 維持費補助 申請額 ナ×1/2＝ニ
		千円	千円

新

第5号様式（第24条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高知県知事

年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
の交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請がありました 年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）については、高知県バス運行対策費補助金交付要綱（第24条第1項）の規定により、次のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定しましたので、通知します。

1 補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、年 月 日付け 第 号で申請がありました運行系統のうち申請番号第 号から第 号までのものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとします。

2 補助金の確定額は、次のとおりとします。

運行系統数	補助金の確定額
	千円

3 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 県補助路線の取消し等があった場合において知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納してください。
- (2) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管することとしてください。

旧

第5号様式（第24条、第26条の5関係）

第 号
令和 年 月 日

様

高知県知事

〔年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対策分）〕
の交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請がありました 年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線・県補助路線維持特別対策分）については、高知県バス運行対策費補助金交付要綱（第24条第1項・第26条の5第1項）の規定により、次のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定しましたので、通知します。

1 補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、年 月 日付け 第 号で申請がありました運行系統のうち申請番号第 号から第 号までのものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとします。

2 補助金の確定額は、次のとおりとします。

運行系統数	補助金の確定額
	千円

3 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 県補助路線の取消し等があった場合において知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納してください。
- (2) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管することとしてください。

新	旧
第 6 号様式から第 7 号様式まで 略	第 6 号様式から第 7 号様式まで 略

新

第 8 号様式
(第12条、第17条の9、第22条、第31条関係)

高知県知事 様
第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
生 年 月 日

〔 年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）
年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
年度車両減価償却費等補助金 〕 交付申請書

年度（生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）・生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線）・車両減価償却費等補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

補助対象経費	補助金の額
	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

旧

第 8 号様式
(第12条、第17条の3、第22条、第26条の3、第31条関係)

高知県知事 様
第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
生 年 月 日

〔 年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）
年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対策分）
年度車両減価償却費等補助金 〕 交付申請書

年度（生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）・生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対策分）・車両減価償却費等補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

補助対象経費	補助金の額
	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

新

第9号様式
(第14条、第17条の11、第24条、第33条関係)

令和 年 月 日 号

様

高知県知事

〔年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）
年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
年度車両減価償却費等補助金〕の交付決定通知書

年月日付け第号で申請がありました年度（生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）・生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線）・車両減価償却費等補助金）については、高知県バス運行対策費補助金交付要綱（第14条第2項・第17条の11第2項・第24条第2項・第33条第2項）の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

1 補助金の決定額は、次のとおりとします。

補助対象経費	補助金の額
千円	千円

2 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、（国庫補助路線・県補助路線）の維持の目的に従って、効率的な運用を図ることとしてください。
- (2) （国庫補助路線・県補助路線）の取消し等があった場合において知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納してください。
- (3) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管することとしてください。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこととしてください。

旧

第9号様式
(第14条、第17条の5、第24条、第26条の5、第33条関係)

令和 年 月 日 号

様

高知県知事

〔年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）
年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対策分）
年度車両減価償却費等補助金〕の交付決定通知書

年月日付け第号で申請がありました年度（生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）・生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対策分）・車両減価償却費等補助金）については、高知県バス運行対策費補助金交付要綱（第14条第2項・第17条の5第2項・第24条第2項・第26条の5第2項・第33条第2項）の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

1 補助金の決定額は、次のとおりとします。

補助対象経費	補助金の額
千円	千円

2 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、（国庫補助路線・県補助路線）の維持の目的に従って、効率的な運用を図ることとしてください。
- (2) （国庫補助路線・県補助路線）の取消し等があった場合において知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納してください。
- (3) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管することとしてください。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこととしてください。

新

第10号様式
(第14条、第17条の11、第24条、第33条関係)

令和 年 月 日 第 号

様

高知県知事

〔年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）
年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
年度車両減価償却費等補助金〕の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で報告がありました 年度（生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）・生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線）・車両減価償却費等補助金）については、高知県バス運行対策費補助金交付要綱（第14条第3項・第17条の11第3項・第24条第3項・第33条第3項）の規定により、次のとおり額を確定しましたので、通知します。

1 補助金の交付の対象となる乗合バス事業は、年 月 日付け 第 号で報告がありました（運行系統・車両減価償却費等）のうち報告番号第 号から第 号までのものとし、その内容は、実績報告書に記載されたとおりとします。

2 補助金の確定額は、次のとおりとします。

補助対象経費	補助金の額
千円	千円

旧

第10号様式
(第14条、第17条の5、第24条、第26条の5、第33条関係)

令和 年 月 日 第 号

様

高知県知事

〔年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）
年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対策分）
年度車両減価償却費等補助金〕の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で報告がありました 年度（生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）・生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対策分）・車両減価償却費等補助金）については、高知県バス運行対策費補助金交付要綱（第14条第3項・第17条の5第3項・第24条第3項・第26条の5第3項・第33条第3項）の規定により、次のとおり額を確定しましたので、通知します。

1 補助金の交付の対象となる乗合バス事業は、年 月 日付け 第 号で報告がありました（運行系統・車両減価償却費等）のうち報告番号第 号から第 号までのものとし、その内容は、実績報告書に記載されたとおりとします。

2 補助金の確定額は、次のとおりとします。

補助対象経費	補助金の額
千円	千円

新

第11号様式（第14条の2関係）

高知県知事 様

第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
生 年 月 日

~~年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）~~
~~年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）~~
 年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
 年度車両減価償却費等補助金
 年度車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分）

} 変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定（変更決定）がありました補助金について、下記のとおり交付決定額を変更したいので、高知県バス運行対策費補助金交付要綱第14条の2第1項の規定により 年度（生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）・生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線）・車両減価償却費等補助金・車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分））の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差 引 き 増 減 額
千円	千円	千円

2 変更の理由

3 変更の内容

旧

第11号様式（第14条の2関係）

高知県知事 様

第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
生 年 月 日

~~年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）~~
~~年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）~~
 年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
~~年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対策分）~~
 年度車両減価償却費等補助金
 年度車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分）

} 変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定（変更決定）がありました補助金について、下記のとおり交付決定額を変更したいので、高知県バス運行対策費補助金交付要綱第14条の2第1項の規定により 年度（生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）・生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対策分）・車両減価償却費等補助金・車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分））の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差 引 き 増 減 額
千円	千円	千円

2 変更の理由

3 変更の内容

新

備考
●生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
添付書類
(1) 変更後の計画額等を記載した書類

●生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上乗せ過分）
添付書類
(1) 変更後の計画額等を記載した書類

●生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
添付書類
(1) 変更後の計画額等を記載した書類

●非円減価償却費等補助金
添付書類
(1) 変更後の計画額等を記載した書類

旧

備考
●生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
添付書類
(1) 変更後の計画額等を記載した書類

●生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対案分）
添付書類
(1) 変更後の計画額等を記載した書類

●生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
添付書類
(1) 変更後の計画額等を記載した書類

●生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対案分）
添付書類
(1) 変更後の計画額等を記載した書類

●非円減価償却費等補助金
添付書類
(1) 変更後の計画額等を記載した書類

新

第12号様式（第14条の2関係）

令和 年 月 日 第 号

様

高知県知事

年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
~~年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）~~
 年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
 年度車両減価償却費等補助金
 年度車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分）
 の交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で変更申請がありました 年度（生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）・~~生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）~~・生活交通路線維持費補助金（県補助路線）・車両減価償却費等補助金・車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分））については、高知県バス運行対策費補助金交付要綱第14条の2第2項の規定により、次のとおり交付決定額を変更しましたので、通知します。

1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

	補助対象経費	補助金の額
変更前	千円	千円
変更後	千円	千円

3 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- 交付を受けた補助金については、（国庫補助路線・県補助路線）の維持の目的に従って、効率的な運用を図ることとしてください。
- （国庫補助路線・県補助路線）の取消し等があった場合において知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納してください。
- 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管することとしてください。
- 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこととしてください。

旧

第12号様式（第14条の2関係）

令和 年 月 日 第 号

様

高知県知事

年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
~~年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）~~
 年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
~~年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対策分）~~
 年度車両減価償却費等補助金
 年度車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分）
 の交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で変更申請がありました 年度（生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）・~~生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）~~・生活交通路線維持費補助金（県補助路線）・~~生活交通路線維持特別対策分~~・車両減価償却費等補助金・車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分））については、高知県バス運行対策費補助金交付要綱第14条の2第2項の規定により、次のとおり交付決定額を変更しましたので、通知します。

1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

	補助対象経費	補助金の額
変更前	千円	千円
変更後	千円	千円

3 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

- 交付を受けた補助金については、（国庫補助路線・県補助路線）の維持の目的に従って、効率的な運用を図ることとしてください。
- （国庫補助路線・県補助路線）の取消し等があった場合において知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納してください。
- 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管することとしてください。
- 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこととしてください。

新

第13号様式（第14条の3関係）

高知県知事 様

第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
生 年 月 日

年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
~~年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）~~
年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
年度車両減価償却費等補助金
年度車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分）
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定（変更決定）がありました。年度（生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）・生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線）・車両減価償却費等補助金・車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分））について、下記の事由により中止（廃止）したいので、高知県バス運行対策費補助金交付要綱第14条の3の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の年月日

旧

第13号様式（第14条の3関係）

高知県知事 様

第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
生 年 月 日

年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
~~年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）~~
年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
~~年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対策分）~~
年度車両減価償却費等補助金
年度車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分）
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定（変更決定）がありました。年度（生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）・生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線）・生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対策分）・車両減価償却費等補助金・車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分））について、下記の事由により中止（廃止）したいので、高知県バス運行対策費補助金交付要綱第14条の3の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の年月日

新

第14号様式（第14条の4関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
生 年 月 日

年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）完了実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定（変更決定）がありました。年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）について、下記のとおり事業が完了しましたので、高知県バス運行対策費補助金交付要綱（第14条の4）の規定により、その実績を報告します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運行系統数	補助金の額	既交付額	今回交付額
	千円	千円	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 補助事業者の概要

補助対象 期間の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用ア	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ印	km			経常収支率	%	

4 キロ当たり補助対象経常費用

補助 ブロック名	乗合バス事業者キロ当 たり経常費用(実績) ア÷イ=ウ	地域キロ当たり 標準経常費用 エ	キロ当たり補助対象経常費用 ウ又はエのいずれか少ない方の額 オ
		円 銭	円 銭

旧

第14号様式（第14条の4、第17条の6関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
生 年 月 日

年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線維持特別対策分）
完了実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定（変更決定）がありました。年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線・国庫補助路線維持特別対策分）について、下記のとおり事業が完了しましたので、高知県バス運行対策費補助金交付要綱（第14条の4、第17条の6）の規定により、その実績を報告します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運行系統数	補助金の額	既交付額	今回交付額
	千円	千円	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 補助事業者の概要

補助対象 期間の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用ア	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ印	km			経常収支率	%	

4 キロ当たり補助対象経常費用

補助 ブロック名	乗合バス事業者キロ当 たり経常費用(実績) ア÷イ=ウ	地域キロ当たり 標準経常費用 エ	キロ当たり補助対象経常費用 ウ又はエのいずれか少ない方の額 オ
		円 銭	円 銭

新

備考

1 記載要領

- (1) 「補助ブロック名」の欄は、「国庫補助金交付要綱」別表6の名称を記入してください。
- (2) 乗合バス事業の収益、費用及び実車走行キロについては、高速バス、定期観光バス等を除きます。
- (3) 補助事業者の決算期間が補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄へ記入してください。
- (4) 補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業とを兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自賠第338号、自賠第151号、自賠第55号によることとします。
なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めてください。
- (5) 報告番号は、系統ごとに一連番号としてください。
なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方を括弧書きの番号としてください。
- (6) 「地域キロ当たり標準経常費用」は、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度）を含む過去3年間（基準年度を最終年度とする連続した過去3年間）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額としてください。
- (7) 計算上生じた単位未満の端数は切り捨ててください。
- (8) 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位（第2位以下四捨）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記入してください。また、平均値の会計の欄については、往・復の会計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記入してください。
- (9) 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記入することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は、キに記入してください。
- (10) 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50パーセント以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程 カー補助ブロック外乗入部分のキロ程 キー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 クー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程）に係るキロ程を記入してください。
- (11) 「キー補助ブロック外乗入部分、コー都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」については、パーセント以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記入してください。
- (12) 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記入してください。
- (13) 「平均乗車密度が8人未満の路線」の欄は、平均乗車密度が8人未満の路線についてのみ記入してください。
なお、みなし運行回数とは、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいいます。
- (14) 「補助対象経費」の欄は、ツ（ツに記載がない場合はホ）の金額とホの金額の合計を記載してください（1000円未満の端数は切り捨ててください）。
- (15) 「補助金実績額」の欄は、系統ごとに百円単位（500円）まで記載することとし、合計の1000円未満の端数は切り捨ててください。
- (16) 都道府県外乗入部分がある場合は、該当する系統について、都道府県名を付して都道府県外乗入部分について同様に記載してください。なお、報告書の「補助金の額」の欄は、都道府県外乗入部分を含めた合計額を記入してください。

2 添付書類

- (1) 補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第14号様式の2の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線と補助対象外路線を別表としてください。）

旧

備考

1 記載要領

- (1) 「補助ブロック名」の欄は、「国庫補助金交付要綱」別表1の名称を記入してください。
- (2) 乗合バス事業の収益、費用及び実車走行キロについては、高速バス、定期観光バス等を除きます。
- (3) 補助事業者の決算期間が補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄へ記入してください。
- (4) 補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業とを兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自賠第338号、自賠第151号、自賠第55号によることとします。
なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めてください。
- (5) 報告番号は、系統ごとに一連番号としてください。
なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方を括弧書きの番号としてください。
- (6) 「地域キロ当たり標準経常費用」は、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度）を含む過去3年間（基準年度を最終年度とする連続した過去3年間）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額としてください。
- (7) 計算上生じた単位未満の端数は切り捨ててください。
- (8) 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位（第2位以下四捨）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記入してください。また、平均値の会計の欄については、往・復の会計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記入してください。
- (9) 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記入することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は、キに記入してください。
- (10) 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50パーセント以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程 カー補助ブロック外乗入部分のキロ程 キー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 クー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程）に係るキロ程を記入してください。
- (11) 「キー補助ブロック外乗入部分、コー都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」については、パーセント以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記入してください。
- (12) 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記入してください。
- (13) 「平均乗車密度が8人未満の路線」の欄は、平均乗車密度が8人未満の路線についてのみ記入してください。
なお、みなし運行回数とは、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいいます。
- (14) 「補助対象経費」の欄は、ツ（ツに記載がない場合はホ）の金額とホの金額の合計を記載してください（1000円未満の端数は切り捨ててください）。
- (15) 「補助金実績額」の欄は、系統ごとに百円単位（500円）まで記載することとし、合計の1000円未満の端数は切り捨ててください。
- (16) 都道府県外乗入部分がある場合は、該当する系統について、都道府県名を付して都道府県外乗入部分について同様に記載してください。なお、報告書の「補助金の額」の欄は、都道府県外乗入部分を含めた合計額を記入してください。

2 添付書類

- (1) 補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第14号様式の2の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線と補助対象外路線を別表としてください。）
※生活交通路線維持費補助金（国庫補助金種別特別算定）の完了実施報告書には高付不要です。

新

削除

旧

<国庫補助路線維持別対案分> ※国庫補助路線のみ交付の申請をしている場合は不要です。
 6 乗合バス事業者キロ当たり経常費用が、地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合

補助プログラム名	報告番号	乗合バス事業者キロ当たり経常費用 にに基づく 補助対象 経常費用で 除いた額	乗合バス事業者 キロ当たり経常 費用に基づく 補助対象 経常費用で 除いた額	地域キロ当たり経 常費用に基づく 補助対象 経常費用	地域キロ当たり 標準費用に基 づく 補助対象 経常費用で 除いた額	乗合バス事業者キロ当たり 標準費用と地域キロ当たり 標準費用との差額に 乗車走行キロを乗じた額
		ウ×サ=ス	ス+ヌ=ネ	エ×ザ=ノ	スノ=ノハ	(ウ-エ)×サ=ヒ
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円

(1) 経常収益を、乗合バス事業者のキロ当たり経常費用に乗車走行キロを乗じて得た額で除いた額
 (ホ)が20分の1以上となる国庫補助路線

補助プログラム名	報告番号	補助対象経費
		ヒーフ
		円
		円

(2) (1)に該当せず、かつ、経常収益を、地域キロ当たり経常費用に乗車走行キロを乗じて得た額で
 除いた額(ハ)が20分の1以上となる国庫補助路線

補助プログラム名	報告番号	乗合バス事業者キロ当たり経常 費用に基づく 補助対象経常費用 の1/20に 乗車走行キロを 乗じた額	補助対象経費
		ヌ×11/20=ス=ヘ	ヒーフ=ホ
		円	円
		円	円

(3) (1)及び(2)いずれにも該当しない国庫補助路線

補助プログラム名	報告番号	補助対象経費
		ヒ×9/20=マ
		円
		円

新

削除

旧

<国庫補助路線維持特別対策分> ※国庫補助路線のみ交付の申請をしている場合は不要です。

補助プロジェクト名	報告番号	補助対象経費	生活交通路線維持費補助実績額
		フ、ホ、マ=ミ	ミ×1/2=ム
		千円	千円
合計		千円	千円

新

第 15 号様式（第 24 条の 2 関係）

高知県知事 様

第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名
生 年 月 日

年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）完了実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定（変更決定）がありました。年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）について、下記のとおり事業が完了しましたので、高知県バス運行対策費補助金交付要綱（第24条の2）の規定により、その実績を報告します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運行系統数	補助金の額	既交付額	今回交付額
	千円	千円	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 補助事業者の概要

補助対象 期間の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業				
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益
営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用ア	千円
営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ回	km			経常収支率	%

4 キロ当たり補助対象経常費用

乗合バス事業者 キロ当たり経常費用 （実績） ア÷イ＝ウ	四国ブロック 地域キロ当たり 標準経常費用 エ	キロ当たり補助対象経常費用 ウ又はエのいずれか少ない方の額 オ
円 銭	円 銭	円 銭

旧

第 15 号様式（第 24 条の 2、第 26 条の 6 関係）

高知県知事 様

第 号
令和 年 月 日

氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名
生 年 月 日

年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別対策分）
完了実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定（変更決定）がありました。年度生活交通路線維持費補助金（県補助路線、県補助路線維持特別対策分）について、下記のとおり事業が完了しましたので、高知県バス運行対策費補助金交付要綱（第24条の2、第26条の6）の規定により、その実績を報告します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運行系統数	補助金の額	既交付額	今回交付額
	千円	千円	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 補助事業者の概要

補助対象 期間の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業				
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益
営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用ア	千円
営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ回	km			経常収支率	%

4 キロ当たり補助対象経常費用

乗合バス事業者 キロ当たり経常費用 （実績） ア÷イ＝ウ	四国ブロック 地域キロ当たり 標準経常費用 エ	キロ当たり補助対象経常費用 ウ又はエのいずれか少ない方の額 オ
円 銭	円 銭	円 銭

新

備考

1 記載要領

- (1) 乗合バス事業の収益、費用及び実車走行キロについては、高速バス、定期観光バス等を除きます。
- (2) 補助事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記入してください。
- (3) 補助対象期間中の乗合バス事業と他の事業とを兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年6月17日付け自賠第338号、自賠第151号、自費第55号によることとします。
なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、報事に報告し、その承認を求めてください。
- (4) 報告番号は、系統ごとに一連番号としてください。
- (5) 「地域キロ当たり標準経常費用」は、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度）を含む過去3年間（基準年度を最終年度とする連続した過去3年間）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額としてください。
- (6) 計算上生じた単位未満の端数は切り捨ててください。
- (7) 「系統キロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記入してください。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記入してください。
- (8) 「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、都道府県外乗入部分のキロ程を記入してください。
- (9) 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50パーセント以上の県補助路線で、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程を記入してください。
- (10) 「都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」については、パーセント以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記入してください。
- (11) 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記入してください。
- (12) 「補助金実積額」の欄は、系統ごとに百円単位（500円）まで記載することとし、合計の1000円未満の端数は切り捨ててください。

2 添付書類

- (1) 補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第15号様式の2の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線と補助対象外路線を別表としてください。）

旧

備考

1 記載要領

- (1) 乗合バス事業の収益、費用及び実車走行キロについては、高速バス、定期観光バス等を除きます。
- (2) 補助事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記入してください。
- (3) 補助対象期間中の乗合バス事業と他の事業とを兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年6月17日付け自賠第338号、自賠第151号、自費第55号によることとします。
なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、報事に報告し、その承認を求めてください。
- (4) 報告番号は、系統ごとに一連番号としてください。
- (5) 「地域キロ当たり標準経常費用」は、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度）を含む過去3年間（基準年度を最終年度とする連続した過去3年間）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額としてください。
- (6) 計算上生じた単位未満の端数は切り捨ててください。
- (7) 「系統キロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記入してください。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記入してください。
- (8) 「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、都道府県外乗入部分のキロ程を記入してください。
- (9) 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50パーセント以上の県補助路線で、当該競合区間の輸送量が1日当たり50人を超える部分のキロ程を記入してください。
- (10) 「都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」については、パーセント以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記入してください。
- (11) 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記入してください。
- (12) 「補助金実積額」の欄は、系統ごとに百円単位（500円）まで記載することとし、合計の1000円未満の端数は切り捨ててください。

2 添付書類

- (1) 補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第15号様式の2の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線と補助対象外路線を別表としてください。）
※ 国土交通路線維持費補助金（県補助路線維持特別交付金）の完了実績報告書には決付不要です。

新

削除

旧

<県補助路線維持特別対策分> ※県補助路線のみ交付の申請をしている場合は不要です。
6 乗合バス事業者キロ当たり経常費用が、地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合

補助プロ ジェクト名	報告 番号	乗合バス事業者キロ当たり経 常費用と地域キロ当たり経常 費用との差額に 実車走行キロを乗じた額 (ウーエ)×コ＝ナ	生活交通路線 維持費補助 実績額 ナ×1/2＝ニ
		千円	千円

新	旧
第16号様式 略	第16号様式 略

新

第17号様式（第14条の5関係）

概算払請求書

金 円也

生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
 生活交通路線維持費補助金（~~国庫補助路線補助上限超過分~~）
 生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
 上記のとおり 年度 車両減価償却費等補助金

（ 年 月 日付け第 号）を概算払されるよう、請求します。

記

交 付 決 定 額 金	円
既 交 付 額 金	円
今 回 請 求 額 金	円

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名
生 年 月 日

旧

第17号様式（第14条の5関係）

概算払請求書

金 円也

生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）
 年度生活交通路線維持費補助金（~~国庫補助路線維持特別対策分~~）
 生活交通路線維持費補助金（県補助路線）
 年度生活交通路線維持費補助金（~~国庫補助路線維持特別対策分~~）
 上記のとおり 年度 車両減価償却費等補助金

（ 年 月 日付け第 号）を概算払されるよう、請求します。

記

交 付 決 定 額 金	円
既 交 付 額 金	円
今 回 請 求 額 金	円

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名
生 年 月 日

新	旧
第 18 号様式から第 21 号様式まで 略	第 18 号様式から第 21 号様式まで 略

新

旧

新設

第22号様式（第17条の9関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
生 年 月 日

年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）交付申請書

年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請事業者の概要

補 助 対 象 期 間 の 損 益 状 況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用ア	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ団	km			経常収支率	%	

4 キロ当たり補助対象経常費用

乗合バス事業者キロ当 たり経常費用（実績） ア÷イ＝ウ	全 国 民 営 平 均 キ ロ 当 た り 標 準 経 常 費 用 エ	キロ当たり補助対象経常費用 ウ又はエのいずれか少ない方の額 オ	【参考】 地域キロ当たり 標 準 経 常 費 用
円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

新

旧

様式

1. 総則事項

①(1)業合バズ事業の収益、費用及び実業走行キロについては、高乗バス、定期観光バス等を除きます。

②(2)補助事業者の決算期間(補助対象期間) (国庫補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の決算を行い、その届出状況を届出状況欄に記入してください。

③(3)補助対象期間 (国庫補助金交付要綱第5条で定める期間)中の業合バズ事業と他の事業とを兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和25年5月17日付け自治第338号、自第第151号、自第第151号によることとします。

なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めてください。

④(4)申請書は、系統ごとに1通兼用としてください。

なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じた低い方を経理費の番号としてください。

⑤(5)「全国民営交通キロ当たり標準経常費用」は、業合バズ事業の運営経費算定基準により算定された基準年度(補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度)を含む過去3年間(基準年度を最終年度とする連続した過去3年間)における業合バズ事業の標準原価に基づき算出される全国の民営業合バズ事業者の実業走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額としてください。

⑥(6)計算上生じた単位未満の繰数は切り捨ててください。

⑦(7)「系統走行キロ」、「補助ブロック外乗入部分の走行キロ」、「都道府県外乗入部分の走行キロ」及び「他路線との結合部分に係る走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで算出し、往・復の走行キロが異なる系統については、平均値も記入してください。また、平均値の合計については、往・復の合計の平均値ではなく、各系統高乗バス・復の平均値の合計を記入してください。

⑧(8)「同一補助ブロック都道府県外乗入部分の走行キロ」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分の走行キロを記入することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は、キに記入してください。

⑨(9)「他路線との結合部分に係る走行キロ」は、他の運行系統との結合区間の合計が500キロメートル以上の生活交通路線であって、当該結合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分の走行キロをいいます。当該補助ブロック内区間(系統走行キロ-同一補助ブロック外乗入部分の走行キロ-同一補助ブロック都道府県外乗入部分の走行キロ-同一補助ブロック都道府県外乗入部分の走行キロ)に係る走行キロを記入してください。

⑩(10)「キ-同一補助ブロック外乗入部分、同一都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外の走行キロの比率」については、パーセント以下第3位(小数点第4位切捨て)まで算出して記入してください。

⑪(11)「実業走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで算出して記入してください。

⑫(12)「平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記入してください。

なお、みなし運行回数とは、当該運行系統の輸送量より算出した回数(回数切り捨て)をいいます。

⑬(13)「補助対象経費」の欄は、フ(フ)に記載がない場合はキの金額と上の金額の合計を記載してください。(1000円未満の繰数は切り捨ててください)。

⑭(14)「補助対象経費」の欄は、系統ごとに百円単位(500円)まで記載することとし、合計の1000円未満の繰数は切り捨ててください。

⑮(15)都道府県外乗入部分がある場合は、該都道府県について、都道府県名を付して都道府県外乗入部分について明細に記載してください。なお、申請書の「補助金の額」の欄は、都道府県外乗入部分を合計した合計額を記入してください。

2. 届出事項

①(1)補助対象期間 (国庫補助金交付要綱第5条で定める期間)に係る経営自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」及びこれに関する必要な事項を記載した書類

②(2)決算において異状の連絡がないことを証明する書類(発行から3ヶ月以内のもの)、決算において異状の納税義務がない場合は、その旨を証明する所収書又は異状連絡の提供に係る所収書(※1)及び未入帳簿書類の写し(※2)

※1- 税務課が別に定める「異状連絡情報提供業務要領」における第4号様式。

※2- 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。(注)マイナンバーカードは裏面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等番号・番号は優先できない程度にマスキング処理を施す等してください。

新

旧

5 生活交通路線維持費補助金交付申請に係る運行系統の概要及び補助申請額(国庫補助路線)

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との割合部分に係るキロ程	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率 (カ+キ+ケ)÷カ+キ
			起点	主な経由地	終点	カ	キ				
						往： Km (平均) 復： Km	%				
						往： Km 復： Km	往： Km 復： Km	往： Km 復： Km	往： Km 復： Km	%	
						往： Km 復： Km	往： Km 復： Km	往： Km 復： Km	往： Km 復： Km	%	
						往： Km 復： Km	往： Km 復： Km	往： Km 復： Km	往： Km 復： Km	%	
合計	系統					往： Km 復： Km	往： Km 復： Km	往： Km 復： Km	往： Km 復： Km		

補助ブロック名	申請番号	実車走行キロ	補助対象経常費用	経常収益	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	セハソのうち、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外に係るもの	平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経常費用の11/20	補助対象経常費用の11/20から経常収益を控除した額
		サ	オ×サ=シ	ス	シ×ス=セ	シ×9/20=ソ	タ	タ×コ=チ	チ×11/20=テ	テ×ス=ト
		. km	円	円	円	円	円	円	円	円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	円
合計		. km	円	円	円	円	円	円	円	円

補助ブロック名	申請番号	補助対象経費	生活交通路線維持費補助申請額
		ツ+ト=ナ	ナ×1/2=ニ
		千円	千円
合計		千円	千円

新

旧

6 国庫補助路線補助上限超過分(全国民営平均キロ当たり標準経常費用適用)申請額

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			系統キロ程 ガ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 キ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ク	他路線との結合 部分に係るキロ程 ケ	補助ブロック外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県外乗入部分 及び他路線との結合部分以外の キロ程の比率 (ガ-(キ+ク+ケ))/ガ=コ				
			起点	主な 経由地	終点						往・Km (平均)			
											往	復	往	復
										%				
										%				
										%				
										%				
合計	系統													

補助ブロック名	申請番号	乗車走行 キロ	補助対象 経常費用	経常収益	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	セ又はソのつ いいずれか少 ない方の額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との結合部分 以外に係るもの	平均乗車密度が 5人未満の路線	補助対象経常 費用の11/20	補助対象経常 費用の11/20 から経常収益を 控除した額
		サ	オ×ザ=シ	ス	シ-ス=セ	シ×9/20=ソ	タ	タ×コ=チ	チ×みなし運行回 数/運行回数=ツ	シ×11/20=テ	テ-ス=ト
		. km	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計		. km	円	円	円	円	円	円	円	円	円

補助ブロック名	申請番号	補助対象経費 (全国民営平均キロ当たり 標準経常費用適用)	生活交通路線 維持費補助額 (全国民営平均キロ当たり標 準経常費用適用)	生活交通路線維持費 (国庫補助路線補助上限超過 分)補助対象経費	生活交通路線維持費 (国庫補助路線補助上限超過分) 補助申請額
		ツ+ト=ナ	ナ×1/2=ニ	ナ-ナ=ヌ	ニ-ニ=ネ
		千円	千円	千円	千円
		千円	千円	千円	千円
		千円	千円	千円	千円
		千円	千円	千円	千円
合計		千円	千円	千円	千円

新

旧

新設

第23号様式（第17条の12関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

氏名又は名称
住 所
代表者氏名
生 年 月 日

年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）完了実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定（変更決定）がありました。年度生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）について、下記のとおり事業が完了しましたので、高知県バス運行対策費補助金交付要綱（第17条の12）の規定により、その実績を報告します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

運行系統数	補助金の額	既交付額	今回交付額
	千円	千円	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 補助事業者の概要

補助対象 期間の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業				
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益
営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用	千円
営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ回	km			経常収支率	%

4 キロ当たり補助対象経常費用

乗合バス事業者キロ当たり経常費用（実績） ア+イ=ウ	全 国 民 営 平 均 キ ロ 当 た り 標 準 経 常 費 用 エ	キロ当たり補助対象経常費用 ウ又はエのいずれか少ない方の額 オ	【参考】 地域キロ当たり 標 準 経 常 費 用
円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

新

旧

備考

1 記載要項

- (1) 乗合バス事業の収益、費用及び実業走行キロについては、高速バス、定期観光バス等を除きます。
- (2) 補助事業費の決算期間が補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業費については、補助対象期間の決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記入してください。
- (3) 補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業とを兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和59年5月17日付付自航第33号、自航第151号、自航第55号によることとします。
- なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めてください。
- (4) 報告番号は、系統ごとに二進番号としてください。
- なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に反し低い方を補助番号の番号としてください。
- (5) 「全国旅客平均半日当たり運送経費費用」は、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（補助金の交付を要しようとする会計年度の前年度）を含む過去3年間（基準年度を最終年度とする連続した過去3年間）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される全国の実定乗合バス事業者の実業走行キロ1キロメートル当たりの標準経費率費用を平均して得られた額としてください。
- (6) 計算上生じた単位未満の端数は切り捨ててください。
- (7) 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との結合部分に係るキロ程」は、小数点第1位（第2位以下四捨五入）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記入してください。また、平均値の合計については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記入してください。
- (8) 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記入することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は、キに記入してください。
- (9) 「他路線との結合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との結合区間の合計が50パーセント以上の生活交通路線であって、当該結合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間「系統キロ程 カー補助ブロック外乗入部分のキロ程 キー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ター同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」に係るキロ程を記入してください。
- (10) 「キー補助ブロック外乗入部分、コー都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率」については、パーセント以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記入してください。
- (11) 「実業走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記入してください。
- (12) 「平均乗車密度がら入乗者の路線」の欄は、平均乗車密度がら入乗者の路線についてのみ記入してください。
- なお、みなし運行回数とは、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（整数切り捨て）をいいます。
- (13) 「補助対象投資」の欄は、ツ（ツに記載がない場合はナ）の金額と上の金額の合計を記載してください（1000円未満の端数は切り捨ててください）。
- (14) 「補助金実積額」の欄は、系統ごとに百円単位（500円）まで記載することとし、合計の1000円未満の端数は切り捨ててください。
- (15) 都道府県外乗入部分がある場合は、該当する系統について、都道府県名を付して都道府県外乗入部分について同様に記載してください。なお、報告書の「補助金の額」の欄は、都道府県外乗入部分を含めた合計額を記入してください。

2 添付書類

- (1) 補助対象期間（国庫補助金交付要綱第5条で定める期間）に係る旅客自動車運送事業報告書別表第2条第2項の「事業報告書」及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

新

旧

5 生活交通路線維持費補助金に係る運行系統の概要及び補助金の実績額(国庫補助路線)

補助ブロック名	報告番号	運行系統名	運行系統			系統キロ程 方	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 キ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 タ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ケ	補助ブロック外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県外乗入部分 及び他路線との競合部分以外の キロ程の比率 (方÷(キ+タ+ケ)×100)
			起点	主な 経由地	終点					
					往：Km (平均) 復：Km	往：Km (平均) 復：Km	往：Km (平均) 復：Km	往：Km (平均) 復：Km	%	
					往：Km 復：Km	往：Km 復：Km	往：Km 復：Km	往：Km 復：Km	%	
					往：Km 復：Km	往：Km 復：Km	往：Km 復：Km	往：Km 復：Km	%	
					往：Km 復：Km	往：Km 復：Km	往：Km 復：Km	往：Km 復：Km	%	
合計	系統				往：Km 復：Km	往：Km 復：Km	往：Km 復：Km	往：Km 復：Km	%	

補助ブロック名	報告番号	実車走行 キロ	補助対象 経常費用	経常収益	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	セ又はソのう ちいずれか少 ない方の額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部分 以外に係るもの	平均乗車密度が 5人未満の路線	補助対象経常 費用の11/20	補助対象経常 費用の11/20 から経常収益を 控除した額
		サ	オ×サ=シ	ス	シ-ス=セ	シ×9/20=ソ	タ	タ×コ=チ	チ×みなし運行回 数÷運行回数=ツ	シ×11/20=テ	テ-ス=ト
		.km	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		.km	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		.km	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		.km	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計		.km	円	円	円	円	円	円	円	円	円

補助ブロック名	報告番号	補助対象経費	生活交通路線 維持費補助金 実績額
		ツ+ト=ナ	ナ×1/2=ニ
		千円	千円
合計		千円	千円

新

旧

6 国庫補助路線補助上限超過分(全国民営平均キロ当たり標準経常費用適用)実績額

補助ブロック名	報告番号	運行系統名	運行系統			系統キロ程 方	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 キ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ケ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ゲ	補助ブロック外乗入部分、同一補助 ブロック都道府県外乗入部分 及び他路線との競合部分以外の キロ程の比率 (方÷(キ+ケ+ゲ))×100
			経路	主な 経由地	終点					
					往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	. Km	%
					往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%
					往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%
					往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%
合計	系統				往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%

補助ブロック名	報告番号	実車走行 キロ	補助対象 経常費用	経常収益	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	セ又はソのう ちいずれか少 ない方の額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部分 以外に係るもの	平均乗車密度が 5人未満の路線	補助対象経常 費用の1/20	補助対象経常 費用の1/20 から経常収益を 控除した額
		サ	オ×ザ÷シ	ス	シ×ス÷セ	シ×9/20÷ソ	タ	タ×コ÷チ	チ×みなし運行回 数÷運行回数×ワ	シ×11/20×	チ×ス÷ト
		. km	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計		. km	円	円	円	円	円	円	円	円	円

補助ブロック名	報告番号	補助対象経費 (全国民営平均キロ当たり 標準経常費用適用)	生活交通路線 維持費補助額 (全国民営平均キロ当たり標 準経常費用適用)	生活交通路線維持費 (国庫補助路線補助上限超過 分)補助対象経費	生活交通路線維持費補助金 (国庫補助路線補助上限超過分) 実績額
		ツ×ト÷ナ	ナ×1/2×ニ	ナ×ナ×ス	ニ×ニ×ホ
		千円	千円	千円	千円
		千円	千円	千円	千円
		千円	千円	千円	千円
合計		千円	千円	千円	千円

